

第1回北広島市指定管理者候補者選定委員会 会議録

会 議 名	第1回北広島市指定管理者候補者選定委員会
日 時	令和4年7月22日(金) 9時00分～11時00分
会 場	北広島市役所5階 委員会室
出席委員	水口 真 委員(委員長・副市長)、小池 隆史 委員、天羽 浩 委員、 坂本 満 委員、佐美 靖 委員、新田 邦広 委員(建設部長)、 吉田 智樹 委員(教育部長)
欠席委員	川村 裕樹 委員(企画財政部長)
施設所管課	都市整備課、社会教育課
事 務 局	藤縄会計室長、庄司契約課長、塚田主査、木川主任、岩崎主事
傍 聴 人	なし
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱状の交付 2 委員長挨拶 3 自己紹介 4 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 協議事項 会議の公開について (2) 指定管理者制度について (3) スケジュールについて (4) 審議事項 指定管理者募集要項(案)の審査について <ul style="list-style-type: none"> ・きたひろサンパーク ・都市公園 ・体育施設等 5 その他 6 閉会
配 布 資 料	資料1 指定管理者制度について 資料2 指定管理者選定スケジュール 資料3 北広島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例 資料4 指定管理者制度活用の基本方針 資料5 北広島市指定管理者指定手続事務取扱要綱 資料6 指定管理者募集要項(案) 参考1 北広島市指定管理者候補者選定委員会委員名簿 参考2 指定管理料上限額内訳書 参考3 指定管理者選定施設の状況 参考4 モニタリング評価調書結果 参考5 北広島市の指定管理制度の状況

開会

1. 委嘱状の交付

委員長である副市長から、各委員に対して委嘱状を交付。

次に、事務局より、北広島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例第12条第3項により、会議が成立していることを報告。なお、川村委員については欠席。

2. 委員長より挨拶

皆様おはようございます。副市長の水口 真でございます。

本日は、大変お忙しい中、「令和4年度第1回指定管理者候補者選定委員会」にご出席いただき誠にありがとうございます。

また、日頃より市政の推進に対しまして、ご理解とご協力を賜っておりますことに、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

ただいま、皆様に委嘱状をお渡しいたしました。委員を快くお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

改めてお礼を申し上げる次第であります。

さて、民間経営のノウハウの導入や施設管理の効率性、多様化する市民ニーズに対応することなどを目的として、平成15年に地方自治法が改正され、指定管理者が公の施設の管理を行うことができるようになりました。本市におきましては、平成18年度からこの制度を導入し、現在24施設で民間等の団体に管理をお願いしているところであります。

昨年度につきましては、指定期間が満了する施設がなかったため、指定管理者候補者選定委員会は開催いたしませんでしたが、今年度につきましては、今年度末をもって指定期間が満了となります。きたひろサンパーク、都市公園、体育施設等の3施設について、皆様にご審議いただくこととなります。

選定にあたりましては、委員の皆様のご意見を十分尊重し、審議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

3. 自己紹介

各委員及び事務局から自己紹介

4. 議事

【委員長】

それでは、議事に入ります前に、簡単に本日の流れをご説明したいと思います。

まず、会議の開会に当たり、会議の公開・非公開の取扱いについて、あらかじめ決めておくこととしております。これにつきましては、このあと、事務局より説明をいたします。

次に、指定管理者制度と指定管理者の選定スケジュールについての説明をさせていただきます。

この説明が終わりましたら、指定管理者候補者の選定対象となっている施設の募集要項についてご審議いただきます。

それでは、まず、会議の公開について事務局より、説明をお願いします。

(1) 協議事項 会議の公開について

【事務局】

会議の公開・非公開の取り扱いについてでございますが、附属機関等の会議につきましては、情報公開条例に基づく「会議の公開の指針」により、公開・非公開について、会議に諮って決めることになっており、公開とするか、非公開とするかの決定は、個人情報保護条例、情報公開条例の非公開情報の基準により判断することになっているところであります。

事務局といたしましては、本日開催の選定委員会につきましては、募集要項等についての審議ですので、公開した上で行っても差し支えないものと考えておりますが、後ほど、スケジュールの説明をいたしますが、10月に開催を予定しております第2回以降の選定委員会につきましては、候補者選定の審議になりますので、非公開とすべきものと考えております。

なお、議事録につきましては、非公開情報を除きまして、情報公開の対象としてまいりたいと考えております。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま、事務局から会議の公開・非公開につきまして説明がありましたので協議したいと思います。ご意見ございませんか。

(特になし)

それでは、本日の会議の募集要項等についての審議は、公開で行うこととしまして、10月に予定しております候補者選定の審議につきましては、非公開の取扱いと致します。

また、議事録につきましては、要約筆記の議事録としまして、非公開情報を除きまして、情報公開の対象とします。

(2) 指定管理者制度について

(3) スケジュールについて

【委員長】

それでは、指定管理者制度と今後のスケジュールについて事務局より、説明をお願いします。

【事務局】

(指定管理者制度・スケジュールについて説明)

【委員長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご質問はございますか。

【A委員】

指定管理の期間についての説明で、令和2年度に指定管理の期間が3年から5年に変更になったとのことですが、今回審議する施設については指定期間が3年というのはなぜでしょうか。期間が5年になった経緯、そして、今回は改正後の5年という期間に沿わず、3年とするのは何か事情があるのかが気になったので質問します。

【事務局】

他市の指定管理の施設では、大体5年以内に設定していたことや、指定管理業者側の人材確保や継続性、指定管理に関するノウハウの蓄積、評価改善を行う期間等を考えると、3年という期間よりもう少し長く設定した方がよいのではないかという意見もあり、令和2年度に指定期間を原則5年とする改正を行いました。

しかしながら、今回の施設は、各施設の周辺環境や新型コロナウイルス感染症の影響等の状況を踏まえて、3年で設定したいと考えております。なお、今回の指定期間の設定につきましては、この後、各施設の担当課から説明させていただきますので、このことについても審議の内容に含めていただければと思います。

(4) 審議事項 指定管理者募集要項（案）の審査について

・きたひろサンパーク

【委員長】

次に募集要項についての審議に入ります。

対象施設は、きたひろサンパーク、都市公園、体育施設等の3施設となっており、きたひろサンパーク、都市公園につきましては建設部、体育施設等につきましては教育部が担当しております。

それでは、「きたひろサンパーク」について、所管課は、まず施設の状況を説明した後、募集要項（案）の概要の説明を簡潔にお願いします。

【都市整備課】

（施設の状況・募集要項（案）の概要について説明）

【委員長】

まず、私から総合的に質問をさせていただきます。

きたひろサンパークはいつから指定管理が始まったのか。指定管理業者は何回変わっているのか。原則、期間が5年となっているにもかかわらず、今回3年とした理由を教えてください。

また、モニタリング評価の結果、担当課としてどのような評価をしているのか。課題となる部分はどこにあるのかをお願いします。

【都市整備課】

きたひろサンパークの指定管理制度は平成20年から始まっております。当初から現在に至るまで、四宮造園が指定管理者となっており、変更はございません。

指定管理期間について、原則5年のところ3年とした理由ですが、パークゴルフ場の利用者数が減少しているということ、そして、諸資材及び人件費が高騰しており、そういった経費について、基本的には、指定管理者のほうのリスク負担ということで定めていることから従来どおり3年と設定することで、リスクを少しでも低減し指定管理をしていただこうという狙いがあります。

続いて、モニタリングの結果についてですが、去年、一昨年と、新型コロナウイルス感染症によるコース閉鎖が長期間ありました。しかし、コースを閉鎖していても、芝生は当然成長しますので、利用料が見込めない中でも作業は必要であり、支出の額で最低限かかる部分があります。この部分を支出した上で、なおかつ赤字を出さないよう、指定管理者のほうで支出を抑えることで、赤字にはならない結果となっておりますので、現行の指定管

理業者については、良好な指定管理をしているものと評価しています。

課題としては、年々利用者数が減少しているところです。施設のホームページで、「現在開業中です」だとか、新型コロナウイルス感染症対策として閉鎖していた場合は「いつから再開します」という告知を指定管理者のほうで行っており、利用者数をいかに確保するかという工夫しているのですが、思うようには伸びないというところで、利用者の確保が、今後の課題になるかなと思っております。

【B委員】

リスク負担表に、物価及び金利変動については、指定管理者側のリスク負担で行うとなっており、積算調書の中で今回一番大きな変動があるのは植物管理費という項目で、前回の積算から約2割上昇している形になっています。人件費については、今、世の中一般に、1割ぐらい上昇しているということなので、この積算でやむを得ないと思いますが、この植物管理費の積算額が約2割上昇しているのはどういった理由なのでしょう。

【都市整備課】

植物管理費とは、芝刈りのことで、その中に、芝刈り機に使用する燃料費や人件費が含まれます。また、積算の算出根拠としております諸経費率というものが、北海道の基準に従って積算しているものですが、こちらの諸経費率も年々上がっており、それらの内容を加味すると、この積算額になるということで、芝刈りに関する事項のグレードを特段上げているといった変更は今回しておりません。

【B委員】

この積算というのは、現状の人件費や燃料費をベースに計算しているということですね。もう1つは、このリスク負担で、著しい物価変動という部分、こちらは今回のように上がる場合もあれば、逆に下がる場合もあると思いますけれど、下がった場合も値段が下がった分は、業者側に利益が生じるというような解釈でよろしいのでしょうか。

【都市整備課】

下がった場合というのは、あまり想定していないのですが、もともと利益の半分は市、半分は指定管理者と定めておりますので、利益が上がった分をすべて指定管理者側へという形にはなりません、業者側にも利益が生じる形にはなります。

【B委員】

同じくリスク負担のところ、今回、パークゴルフ場の利用者が4割ぐらい減っていて、その原因は新型コロナウイルス感染症によるものという説明がありますが、利用者が減った原因が新型コロナウイルス感染症の影響であっても、それによって生じたリスクはすべて指定管理者が負担するという解釈でよろしいでしょうか。

【都市整備課】

一昨年、昨年と影響はありましたが、モニタリング調書の通り、企業努力によって赤字は出ないような形で運営されておりましたので、業者の負担というのは、今回の2年間は発生しておりません。今後については、この先の状況にもよりますが、新型コロナウイルス感染症の影響で著しい損失が出た場合、全て業者側の負担とすることは適当ではない場合もあると考えております。

【事務局】

基本的には事業者負担で考えていますが、リスク負担表の「不可抗力」の項目で、何か重大な事象があった場合、「不可抗力に伴う業務の中断又は変更」という部分で協議をする、という形になっています。基本的には、現状の利用者の減に関しては、ここに書いてあるリスク負担の範囲内であり、現状を超えるような新型コロナウイルス感染症の影響による著しい損失が生じた場合、不可抗力という部分を適用する形となります。

【委員長】

質問等がなければ、「きたひろサンパーク」の募集要項についての審議に入りたいと思います。「きたひろサンパーク」につきまして、募集方法は公募により行い、募集要項につきましては、この内容でよろしいでしょうか。

(全委員承認)

「きたひろサンパーク」の募集要項につきましては、原案のとおり決定します。

・都市公園

【委員長】

続きまして、「都市公園」について、所管課は、まず施設の状況を説明した後、募集要項（案）の概要の説明を簡潔にお願いします。

【都市整備課】

(施設の状況・募集要項（案）の概要について説明)

【委員長】

まず、私から総合的に質問をさせていただきます。

都市公園はいつから指定管理が始まったのか。そして指定管理者は何回変わっているのか。原則、期間が5年となっているにもかかわらず、今回3年とした理由を教えてください。

また、モニタリングの評価結果、担当課としてどういう評価をしているのか。課題となる部分はどこにあるのかをお願いします。

【都市整備課】

都市公園の指定管理制度の導入は平成20年からで、指定管理者は、当初より、北広島市建設事業協同組合となります。

モニタリング評価についてです。都市公園の中には、いくつかパークゴルフコースがあり、先ほどのきたひろサンパークとは違い有料ではなく無料ですが、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響で利用者数が減っています。また、指定管理者側で自主事業を行う予定、計画がありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、近年は実施できずにいます。

課題としましては、経年により木が大きく育っており、維持管理費、いわゆる剪定費用の負担が大きくなってきています。それから、今年は特例で、降雪量・積雪量が多く、折損木が多く発生しました。そういったリスクは多くありましたが、今現在は、指定管理者のほうでやりくりをして頑張らせていただいているところです。今後も木は成長しますし、他の施設も老朽化しておりますので、修繕・整備等に係る支出増の可能性が否めないと思っています。

施設修繕の限度額が、年間720万円まで指定管理者負担、それを超える部分は市、となっており、前回の指定管理の時から限度額は変わっておりませんので、支出が増える可能性がある以上、今後、市の負担というところが大きくなると思われまますので、指定管理者と市で打ち合わせをし、それぞれの費用が大きくなならないような方法で工夫していきたいと思っております。

【B 委員】

評価項目の「芝生及び樹木等の植物の育成管理の取り組みは適切か」という項目について、前回と文言が変わっていますが、配点に変更はないのでしょうか。この文言ですと、前回よりも芝生や樹木の管理がより重要になったのでは、と思えますが、文言を変えるだけではなく、例えば、芝生及び樹木という項目を別に加えて、配点を増やすだとか、現在は5点としているところを10点に増やすなどという必要はないのでしょうか。

【都市整備課】

もともとは、「樹木等植物の育成管理」としており、芝生という文言と、樹木管理という文言が入っていなかったのが、芝生及び樹木という形で、植物の育成管理の中に両方含めるということで文言を変えさせていただきました。ですので、芝生及び樹木の管理を重要視しているというわけではなく、大局的には公園の管理という部分がメインとなりますので、特段、配点の変更はしなくてもよいものと判断しております。

【B 委員】

リスク負担は去年と同じものだと思いますが、リスク負担の項目として新型コロナウイルス感染症というのは、入れなくてもいいものなのでしょうか。例えば、他の都市で、不可抗力という部分に新型コロナウイルス感染症を入れているところがあれば、それに合わせるだとか、そういった余地はあるかと思えます。ほかの市町村の事例等があれば、ご説明いただければと思います。

【事務局】

最近、更新している他の自治体を調べたところ、項目を入れている自治体も確かにありますが、今まで通り入れていない自治体もあります。本市では、「不可抗力に伴う業務の中断又は変更」という部分に該当するため、新たに項目を追記する必要はないと思っておりますが、今後、ほかにもこのような感染症だとか、さまざまな可能性もありますので、その都度、状況に応じて不可抗力に含めるか協議するというのが適切と思っております。

【A 委員】

意見・感想としてなのですが、やはり、今は、新型コロナウイルス感染症のことって、すごく目の前にあって大きいことなので気になることではありますが、それだけではなく、これからは燃料費の高騰ですとか、手に入りにくい状況ですとか、そういったことも不可抗力になり得るのかなと思えますので、こういった審議のときには、一応、不可抗力になり得るものを気にしておいたほうがいいかなと思えます。

【委員長】

他に質問等がなければ、「都市公園」の募集要項についての審議に入りたいと思えます。「都市公園」につきまして、募集方法は公募により行い、募集要項につきましては、この内容でよろしいでしょうか。

(全委員承認)

「都市公園」の募集要項につきましては、原案のとおり決定します。

(休憩・換気)

・体育施設等

【委員長】

続きまして、「体育施設等」について、所管課は、まず施設の状況を説明した後、募集要項（案）の概要の説明を簡潔にお願いします。

【社会教育課】

(施設の状況・募集要項（案）の概要について説明)

【委員長】

まず、私から総合的に質問させていただきます。

平成20年から指定管理したということですが、その間、事業者に変更はあるのか。

また、今回、3年の指定期間とした理由について明確にしてください。

そして、モニタリングの評価結果、今後の課題についてもお話しください。

【社会教育課】

指定管理者についてはスポーツ協会が当初から継続して実施しております。

指定期間を3年間とした理由につきましては、ボールパークの開業等、周辺施設の関係から今後の見通しが立たないこと、それらの影響がかなり大きいと判断したところであり、それを踏まえると、3年という期間が適切であるという判断です。

モニタリングにつきましては、これまで各モニタリング段階で目標を設定しながら、全ての目標に対して一定の状況の報告を受け、市の評価としても、全て一定の評価ができるとしています。

今後の課題につきましては、指定管理という部分と、スポーツ振興という部分、教室の実施といった部分について、今後、取り組みに新たな部分も必要ではないかという考えではあります。ただ、施設管理としては現状、十分適正に管理されているものと考えております。

【C委員】

雇用の関係について、3施設とも、地元雇用及び第三者の委託と書いてありますが、地元雇用に限定しているのでしょうか。限定ではなく、地元雇用を優先するという意味でしょうか。

【社会教育課】

地元雇用という部分は、体育施設等については緑葉公園の管理員、総合体育館の職員は地元雇用をさせていただいているということです。

なお、地元雇用、地元業者等の利用を極力お願いしているという状況であり、基本的には、地元雇用優先ということですが、地元事業所で適当な業者が選定出来ない、修繕等を

出来ない場合は、やむを得ず、市外の業者もあり得るということです。

【B 委員】

総合体育館利用者の駐車場確保という部分。これはボールパークに来る人が車を停めるという可能性を加味してのことでしょうか。それを整理するための人員を配置するということだと思いますが、体育館を利用するのか、球場に行くのか、それはどうやって判断するのでしょうか。

ボールパーク開業後も総合体育館の駐車場は無料ということでしょうか。

【社会教育課】

基本的には駐車場入り口に警備として立っていただきまして、その段階で「どちらを利用されますか」と利用者に口頭で答えていただき、体育館側で判断していただくこととなります。

現時点ではボールパーク開業後も体育館の駐車料金は現状通り無料という形で考えておりますので、体育館利用者ではなくても停めようとして入ってくる方がいると想定し、警備で止めていただくということで、実態的には口頭の形のやりとりとなります。

【B 委員】

駐車場分の人件費が大きいとの話があり、積算調書においても委託料が増えておりますが、もう少し詳しく教えてください。

【社会教育課】

委託料の増についてですが、各種さまざまな委託がありますので、そういった部分で人件費等の影響で若干、上がっている部分があるものの、既存の委託業務については、大きな動きはございません。

おっしゃるとおり、この増した部分について、まず大きいのが、駐車場管理に係る配置による人件費になります。そして、若干ですが、総合体育館横駐輪場の維持管理経費が、この部分に入っております。

【B 委員】

総合体育館横駐輪場というのは、これはボールパーク関係なのでしょうか。あくまで体育館の利用者が停める駐輪場ということなののでしょうか。

【社会教育課】

そこにつきましては、基本的には総合体育館の利用者に限るものでございます。一般の方の駐輪場という位置づけになっておりますので、ボールパークに来られた方が駐輪することも可能です。ただ、スポーツ広場という区域に含み、総合体育館とあわせて管理していただくという形です。

【A 委員】

駐車場の整理のために新しく人材を配置するということですが、365日分ですか。試合がある日、ない日、試合がなくてもイベントや観光で利用者は増えそうな雰囲気ですが、どうなのでしょうか。

【社会教育課】

積算上ではホームゲーム分の試合数、そのほかにもイベント等を実施されるのでしょうか

ら、その分を見越して日数を算定した中で、積算しております。

ホームゲーム分の70日、それからイベント等を加味して月3回×12か月分、という形なので、大体100日ぐらいについて、2名配置する駐車場の管理委託として計上しています。

【D委員】

駐輪場の場所は、総合体育館の敷地の中にある駐輪場でしょうか。

【E委員】

現在の駐車場敷地の横の1段下がったところがあり、以前はそこに広場がありました。その広場部分に駐輪場が出来て、駐車場のほうに上がれるように階段を付けましたことから、新たに敷地内に整備したということになります。

先ほどの質問でありましたとおり、総合体育館に来る利用者の方、それからボールパーク等に来る方も利用できる駐輪場として整備いたしました。

【D委員】

仕様書の中に、継承事業というものがありますが、この継承事業については、いつまで継続・継承していくという判断は、市側にあるのでしょうか。

【社会教育課】

今の段階としては仕様書の中で継承していただきたいとしており、年数については定めがない状況になっています。

【D委員】

継承事業の部分についても積算の中に金額は入っているのでしょうか。どういった事業を行っているのでしょうか。

【社会教育課】

継承事業の例、参考例として、市民スポーツデー等の事業を実施ということで、業務仕様書の中にも記載し、前述の事業については継承していただきたいという記載をしております。市民スポーツデーを含め、市民が施設を利用できる形の体制をとり、実施、継承していただきたいという状況です。

積算の中に、継承事業分の講師謝礼の金額等も盛り込んでいますので、積算金額に含まれています。

【D委員】

現在の指定管理者になっている北広島スポーツ協会は、当初からずっと指定管理者という形ですけれども、スポーツ協会、体育協会については公共団体に準ずる団体として、スポーツを通して市民の福祉向上に寄与するという事業や、あるいは、市の施策に沿った事業展開をしている特殊な団体かと思えます。今回、ボールパーク開業の効果によって民間の方も入ってくる余地が出てきているという部分があり、現在の北広島スポーツ協会が指定管理から外れた場合、活動拠点を失うことになり、指定管理をすることによって職員数も拡大している部分があるのではないかなと思うのですが、雇用の継続が困難になるということも見込まれてくるのではないかなと思います。これまで都市整備課から説明があった2つの施設とは違って、もう少し具体的に業務の引継ぎ等に当たっての配慮すべき事項というものを仕様書の中にうたい込めないのかなと思うのですが、担当課としてどう考えて

いるのか、聞かせていただけますでしょうか。

【社会教育課】

おっしゃるとおり、状況・環境が大幅に変わってきたというのは、認知しております。確かに、引継ぎ事項については、あくまでも経費に関するとか事務手続的な引継ぎの部分を明記しておりますが、雇用やスポーツの振興的な要素、といった点は、具体的な部分は明記しておりませんので、少し検討させていただければと思います。

今、スポーツ協会が指定管理をしておりますが、スポーツ協会というのは指定管理だけでなく、スポーツ振興という部分の団体でもあります。総合体育館のスポーツ教室などというものについては、そういったスポーツ振興団体、現行のスポーツ協会なり、社会教育関係団体等といった地元の団体とも協働してやっていただくというような状況が必要かと思っておりますので、基準表の中で、市民とか地域活動の部分で記載されておりますが、具体的なものについては今後、再度検討したいと思っております。

【B 委員】

駐輪場についてですが、この地図で見ると、相当な面積だと思いますが、自転車何台ぐらい収容できる予定なのでしょうか。

【社会教育課】

駐輪場は、93メートルの自転車アーチの分の長さをとっているのですが、この面積全部が駐輪場というわけではありません。まだ工事前なものですから、計画の段階でしか把握しておりませんが、270台ぐらいを計画しています。

【委員長】

質問等がなければ、「体育施設等」の募集要項についての審議に入りたいと思っております。「体育施設等」につきまして、募集方法は公募により行い、募集要項につきましては、この内容でよろしいでしょうか。

(全委員承認)

「体育施設等」の募集要項につきましては、一部修正はあるかと思っておりますが、原案のとおり決定します。

【委員長】

以上で、本日の審議事項につきましては終了いたしました。

それでは、指定管理者の申請に係る受付期間について、事務局から説明してください。

【事務局】

指定管理者の申請期間につきましては、事務取扱要綱第3(2)で原則30日間としておりますので、募集要項についての最終確認を行い、8月15日(月)から9月13日(火)までの期間を受付期間としたいと考えております。

【委員長】

ただ今、事務局から申請の受付期間について説明がありましたが、受付期間についてはよろしいでしょうか。

～（全員了承）～

(5) その他

【委員長】

次に、次第の「その他」になりますが、事務局から何かありますか。

【事務局】

委員会の次回の日程についてでございますが、第2回選定委員会につきましては、10月上旬の開催を予定しているところでございますが、詳しい日程につきましては、後日、調整のうえ決定次第お知らせ申し上げたいと考えております。

また、委員の皆さまにお配りしている、「資料のファイル」は、本日一度回収させて頂き、次回の委員会の資料を加えまして、再度事前にお渡ししたいと考えております。

【委員長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、次回委員会の開催日程につきましては、後日、事務局から委員の皆様のご都合を伺い、調整したうえでお知らせするというところでよろしいでしょうか。

～（全員了承）～

(6) 閉会

【委員長】

ほかに何かなければ、これで第1回北広島市指定管理者候補者選定委員会を終了いたします。